

保育所以外の施設における
感染症等発生時の報告基準及び記入上の注意

令和6年11月1日

長野県健康福祉部

■報告基準

「社会福祉施設等における感染症発生時等に係る報告について」（平成17年2月22日付け厚生労働省関係局長通知（令和5年4月28日一部改正））に該当した場合、関係機関（市町村及び保健所等）に報告すること。

- （1）同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- （2）同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- （3）（1）及び（2）に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

■記入上の注意

※1 病名（診断名）、主な症状

病名（診断名）が不明な場合には、主な症状をチェックする。

※2 発生日時 報告基準に該当した時点を記入する。

※3 患者等発生状況 報告日時点の人数を記入する。
0名の場合も「0」と記入する。

※4 発症者数、入院者数

発症者数	当該疾患の症状を発症している者の総数（発症者数≧入院者数）
新規発症者数	発症者数のうち、前回の報告以降に新たに発症した者（第1報の場合には不要）
入院者数	当該疾患による入院者数 <u>当該疾患以外の原因による入院者は含めない。</u>
新規入院者数	入院者数のうち、前回の報告以降に新たに入院した者（第1報の場合には不要）

※5 備考欄 重症者がいる場合、その旨を記入する。